

## 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

## 定期第488号 令和4年8月19日発行

目 次

【告示】

番 号 担当課名

5 2 2 土地改良区の定款の変更を認可した件 農山漁村振興課

523 土地改良事業計画の変更を適当と決定した 同

件

良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、徳島県告示第五百二十二号 土地改

令和四年八月十九日

## 徳島県告示第五百二十三号

第八条第六項の規定により次のとおり公告し、 第一項の規定に基づき適当と決定したので、 請のあった土地改良事業計画の変更については、 しを縦覧に供する。 ;のあった土地改良事業計画の変更については、同条第九項において準用する同法第八条土地改良法 ( 昭和二十四年法律第百九十五号 ) 第四十八条第一項の規定により認可の申 同法第四十八条第九項において準用する同法 変更後の土地改良事業計画書及び定款の写

令和四年八月十九日

徳島県知事 飯泉 嘉門

申請人

川内土地改良区

地区名

縦覧期間 川内地区

Ξ

令和四年八月二十六日から

令和四年九月二十七日まで

四 縦覧場所

徳島市役所